ノンバンクを巡る議論の一考察

慶応義塾大学経済学部、吉野直行

yoshino@econ.keio.ac.jp

１、日本の資金循環とノンバンク

銀行貸出、ノンバンク貸出

政府への資金の集中の現状

２、Micro Credit, グラミン銀行、

ーー＞生産のための資金を消費者に提供

(i)ミシンを購入するため、(ii)鶏を飼うためなど、

生活苦の援助のための融資は、多重債務を生む（供給側から消費者への相談窓口の紹介）

地方自治体による生活保障(バランスが必要、モラルハザードの防止）

消費者への教育、経済成長

３、「事業者向けの融資」と「消費者向け融資」とは区別

事業者の借入、事業者個人名義での借入

スタートアップ企業など銀行から借り入れ出来ない企業への融資

（「地域ファンド」・「地域投資信託」など、銀行貸出とは異なる資金提供が必要、Venture Capital）

４、データ収集による不断の見直し

成功事例、失敗事例

大手・中小のﾃﾞｰﾀ分析

供給側、利用者、市場の3つの視点

５、過払い金問題

過去に合法的に行動していたノンバンク

６、日本全体の成長がなければ、生活者の所得増強も厳しくなる

日本と中国との比較

マクロ政策としての経済成長戦略が不可欠（日経新聞１２月３日朝刊、拙稿）

日本経済回復のため6つの提言

さて、日本経済回復のために、6つの政策を提案したい。

1つは定年の延長と生産性に応じた給与体系だ。従来は55歳定年制が一般的だったが、これは平均寿命が59歳だったころに定められたもの。高齢化社会が進んでいる現在、もっと多くの人々が生産活動に参加する必要がある。

2番目は、民間資本と社会資本の効率性の向上だ。これがなければ、日本経済回復は始まらない。

3番目が農林水産部門の生産性の向上。日本の農林水産部門は非常に小規模で運営されてきた。これからは規模を拡大し、海外へも市場を広げていく努力が必要だ。

4番目が教育。教育の質が高まれば、労働の質が向上し、それに伴い生産性の向上にもつながるはずだ。

5番目は政府の政策。長期的な所得増強を目指す政策とすることだ。日本政府は国債を発行して政策を実現しているが、その政策は長期的な生産や持続的な成長の維持、所得の増強に結びつける必要がある。

6番目は通貨制度の改革。日本もバスケット通貨制(元・ドル・ユーロなど)の一時的な導入も考えてもよいのではないか。

６番目、バスケット通貨制度（w_1＄＋w_2ユーロ＋w_3人民元＋w_4ウオン＝α）

隣の国（中国）の規模が大きくなり、ドルとほぼ固定相場

７番目、国際基準作成における日本の主張（会計基準、BIS 自己資本比率）

政治・官僚・民間・学者の連携、ノンバンクの海外進出（ベトナムの例）

7、資金循環表から見た消費者信用(2009 年 6 月末残高、日本銀行 HP より)

(1)家計部門の借入総残高	259 兆 1453 億円
(1-1)家計部門の住宅借入残高	154 兆 3902 億円
(1-2)消費者信用	34 兆 6246 億円
(1-3)個人事業者借入	70 兆 1305 億円
(2)民間法人企業の借入残高	259 兆 3478 億円

8、近年、過剰な資金の流れが政府部門へ(国債の大量発行)

図表①・1984年～1990年(バブル期)の資金循環

(単位:兆円)

貸手＼借手	金融機関	日本銀行	民間企業	政府	家計	非営利団体	海外部門	資産運用合計
金融機関	81.4	1.4	55.6	10.6	22.7	0.6	20.9	193.1
日本銀行	1.7	0	0.2	1.2	0	0	△0.6	3.2
民間企業	19.5	0.9	33.5	0	2.3	△0.1	7.4	64.0
政府	14.8	0	3.9	0.9	0	△0.1	0.7	20.2
家計	60.9	1.2	13.5	0	0.2	0	1.6	77.6
非営利団体	2.1	0	0.2	0	△0.1	△0.1	0	0.2
海外部門	16.4	0	7.8	0.5	25.6	0.4	2.7	28.4
金融資産調達合計	196.9	3.6	114.9	13.4	25.6	0.8	33.3	

図表②・1990年～2000年の資金循環

(単位:兆円)

貸手＼借手	金融機関	日本銀行	民間企業	政府	家計	非営利団体	海外部門	資産運用合計
金融機関	19.5	0.8	△2.8	36.8	6.9	0.1	2.1	63.5
日本銀行	3.6	0.8		1.7	0	0	0.2	6.5
民間企業	△1.9	0.8	△9.5	0.1	0.1	0	1.6	△8.5
政府	9.0	2.1	2.9	0.9	0	0	3.1	18.2
家計	39.1	1.5	△2.4	0.7	0	0	0.4	39.4
非営利団体	0	0	0	0.3	0	0	0	0.4
海外部門	△4.3	0	1.2	2.2	0	0	0.2	△0.7
金融資産調達合計	65.1	6.2	△10.4	43	7.2	0.2	7.8	

図表③・2000年～2005年の資金循環

(単位:兆円)

貸手＼借手	金融機関	日本銀行	民間企業	政府	家計	非営利団体	海外部門	資産運用合計
金融機関	△31.4	7.1	△16.9	20.4	△4.3	0	14.3	△11.3
日本銀行	1.9	△1.3	0.2	5.2	0	0	0	6.4
民間企業	9.7	0.7	3.7	0.8	0	0	3.1	17.9
政府	△9.8	△2.9	0	12	0	0	14.0	13.7
家計	9.0	0.2	3.6	0.3	0	0	△0.9	16.3
非営利団体	0	0	0	1.8	0	0	0	0.9
海外部門	9.0	0.5	13.1	0	0	△0.2	1.4	24.3
金融資産調達合計	△11.8	5.7	3.6	43.6	△4.4	△0.7	32.3	

PHP ビジネスレビュー吉野直行作成(日本銀行、資金循環勘定より)

９、日本と中国の GDP の推移（中国統計年鑑、国民経済計算年報）

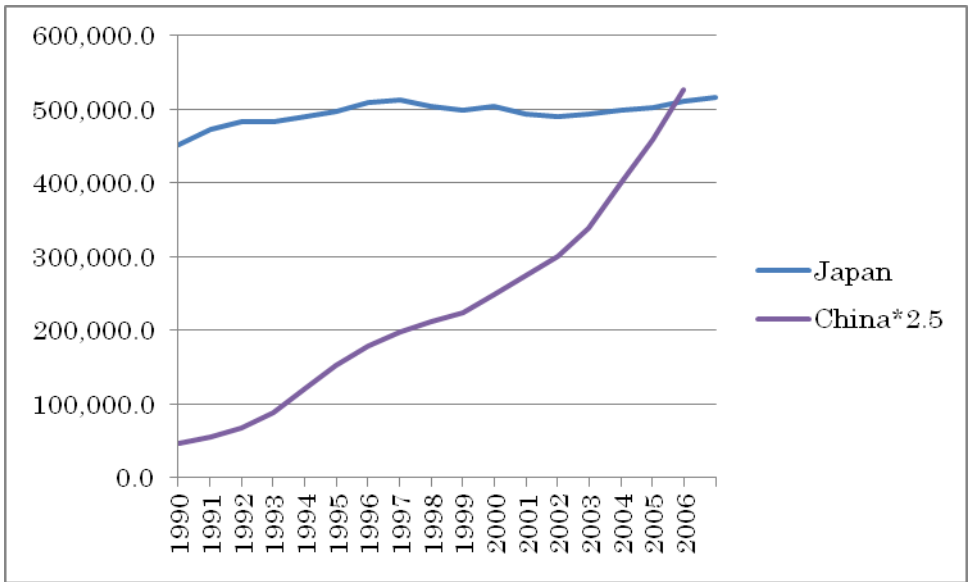

１０、主要国の実質 GDP 成長率（IMF 資料）

	Real GDP			
	2004	2005	2006	2007
Emerging Asia[3]	**8.5**	**8.5**	**8.3**	**8.2**
China	10.1	10.2	10.0	10.0
South Asia[4]	**7.8**	**8.2**	**7.9**	**7.2**
India	8.0	8.5	8.3	7.3
Pakistan	7.4	8.0	6.2	7.0
Bangladesh	6.1	6.2	6.2	6.2
ASEAN-4	**5.8**	**5.1**	**5.0**	**5.6**
Indonesia	5.1	5.6	5.2	6.0
Thailand	6.2	4.5	4.5	5.0
Philippines	6.2	5.0	5.0	5.4
Malaysia	7.2	5.2	5.5	5.8
Japan	2.3	2.6	2.7	2.1

平成十八年七月一日発行

学士会会報

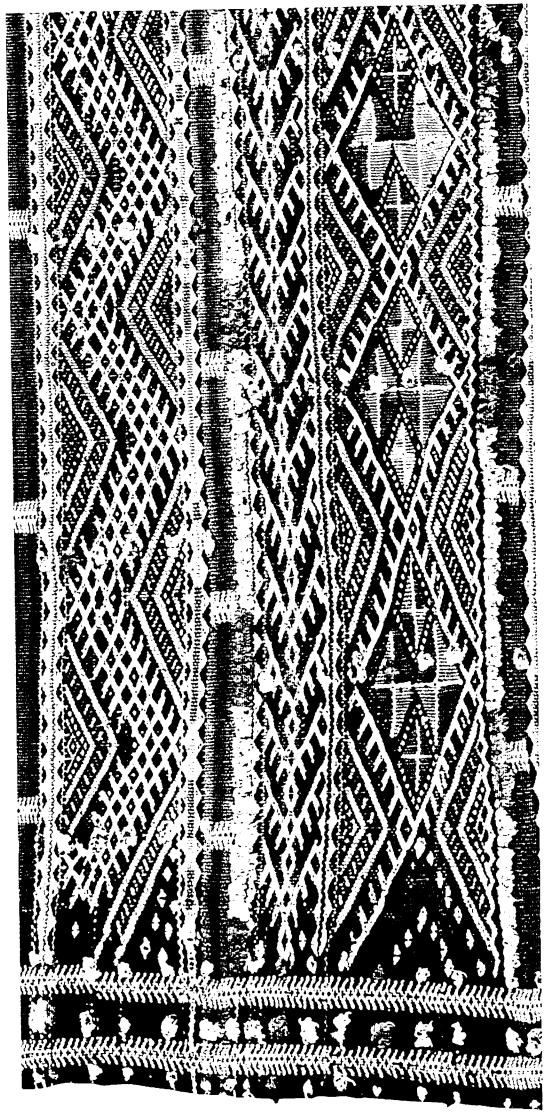

2006-Ⅳ

No.859

消費者金融を巡る環境変化と今後のノンバンク

吉野直行（よしのなおゆき）

《金融庁の「貸金業に関する懇談会」が今年四月に中間報告をまとめ、その座長を務めさせていただいた関係から、消費者金融を巡る議論に関し、私見を説明させていただきます。》

学士会の読者の皆様は、消費者金融からお金を借入したことは殆どない方々ではないかと思いますが、アイフルの過剰取立てによる業務停止（二〇〇六年四月一四日）、多重債務者による自殺被害、商工ローンに苦しむ事業者の自殺……、ノンバンクを巡る議論では、暗い話に事欠きません。

その反面、最近のコマーシャルなどでは、若者の借入意欲を促すような内容も一部に見られます。ただし、直近の消費者金融のテレビコマーシャルでは、〝借入は計画的に〟というように、その内容に変化があることに気づかれておられる方々も多いと思います。

消費者金融とか、ノンバンクという言い方が使われますが、「ノンバンク」とは、読んで字の如く、「銀行ではない」という意味であり、「預金を集めずに貸出を行う貸金業者を指し、消費者向け金融、事業者向け金融など」を総称して「ノンバンク（貸金業者）」と呼んでいます。ノンバンクの大手は、銀行借入や社債を発

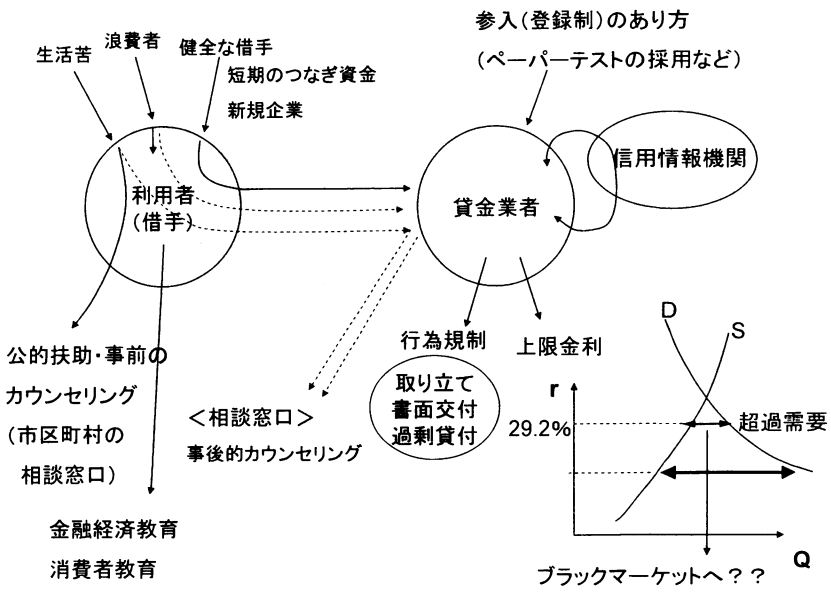

行して資金を調達しています。小さな貸金業では、自己資金・他のノンバンクからの借入・銀行借入に依存して資金を調達し、貸付を行っています。

図は、ノンバンク（貸金業）を巡る重要論点をまとめたものです。まず、図の左側にある「借手（消費者や事業者）」、右側にある「貸手（貸金業を営む業者）」、さらには、需要と供給で構成される貸金業の市場があります。これらをすべて鳥瞰しなければ、一部分だけの議論となってしまい、消費者金融の全体像を見失ってしまうと思われます。

まず、「借手」の側から見ますと、大きく三つのグループに分けられます。第一は、病気になったとか、急に勤め先が倒産したなどの理由で生活費が足りなくなり、消費者金融から借入、高い金利のために借金が雪だるまになり、返済が出来ずに多重債務に陥る人、第二は、自分の財布の中味以上に浪費したり、ギャンブルなどにお金を注ぎ込んで、生活費に困り消費者金融から借入をする人、第三は、例えば脱サラで新たに事業を始めようとしても銀行からは資金が借りられず、ノンバンクから事業資金を借入、レストランなどの事業が上手く軌道にのり、高い金利でも返済が出来、良い顧客と認定されると徐々に金利も下がり銀行借入も

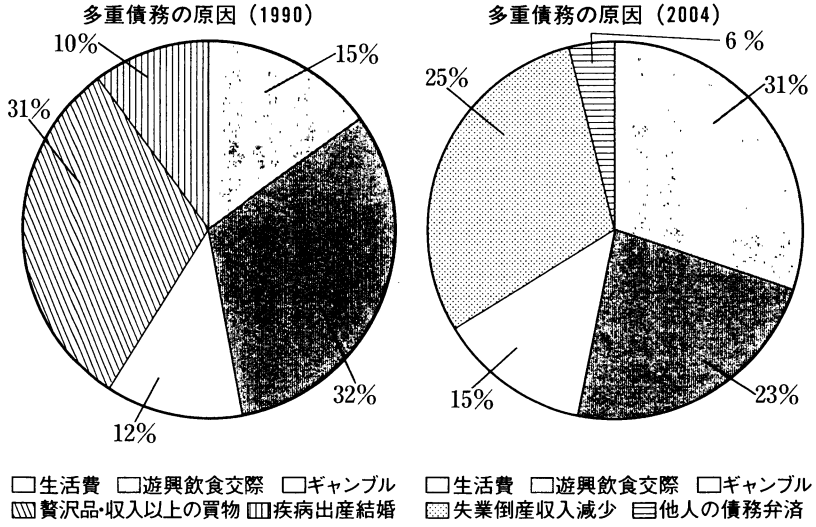

多重債務の原因は、バブル期の1990年度には、遊興費・飲食費・交際費のためが32%、贅沢品の購入・収入以上の買い物が31%と大半であったが、2004年度では、景気の低迷を受けて、生活費のための借入が31%、失業・倒産による収入減少が25%と高くなっており、1990年度と比べると、生活のために借入れているケースが急増している。

可能となる借手、短期に必要な資金を銀行から借りようとしても、審査などに時間がかかるため、短期の資金をノンバンクから借り入れる利用者などに分類される。

これら三つのグループの借手のうち、ノンバンクから借入してよい利用者は、第三のグループであり、生活苦の人達（第一グループ）や浪費者の人達（第二グループ）は、本来、消費者金融に向かうべき人達ではありません。勤め先が倒産したなどの理由で生活に困った人達に対しては、生活扶助（市町村や県の窓口）で資金を融通する制度を拡充することによって対処すべきです。また、自分の財布をわきまえて消費をすることが出来ない浪費者は、金融経済教育によって、義務教育・高等学校での教育を通じて家計簿を付けられる若者に成長させることが必要です。現状では、これらのグループの人達がノンバンクを利用していることに、まず、問題があります。社会的な扶助の充実、学校での金融経済教育の充実によって、最初の二つのグループの人達が、消費者金融に向かわないようにすることが必要です。

つぎに、前ページの図の右側にある「貸手（業者）」の側を見たいと思います。まず、貸金業を開始するための参入の要件についてです。

日本では、登録制となっており、都道府県に登録している業者が大半で、約一八〇〇〇の業者がいます。銀行や保険会社は、日本では免許制で、参入要件が厳しくなっています。その理由は、銀行は、利用者から預金を集めて貸出を行っており、銀行が破綻すれば、預金者に迷惑がかかることになってしまい、金融秩序に大きな影響を及ぼすからです。これに対して、ノンバンクの場合には、預金を集めずに、自己資金・銀行借入などで資金調達をしており、ノンバンクの破綻は金融システムには大きな影響がないことから、参入も登録制となっていると考えられます。

これに対して、フランスなどでは、貸出を行う金融機関はすべて免許制となっており、銀行であろうが消費者金融であろうが、すべて自己資本比率を満たさなければならず、ノンバンクも銀行も全く同じ基準で規制されています。フランスでは、消費者金融会社は約六〇業者、事業向け貸金業者は約一〇〇と、日本と比べると数も少なく、銀行と同様の監督が実施されています。

日本の場合、しっかりとした業者が貸金業を営むためには、参入に際して、免許制のように厳しい条件としないまでも、たとえばペーパーテストを課すなど、参入資格をより厳格化する方法が考えられます。

つぎに、業者間の情報の交流について、現在は、業態毎に情報機関が異なっており、ある程度のブラック情報（貸倒れとなったという個人情報）は交換されていますが、ホワイト情報（優良な借手個人がどの程度残高を抱え、何件くらい借りているかの情報）の交換は殆ど行われていません。

借手の情報が、業者の間でしっかりと交流されていなければ、個人が、何回、いくらくらい他の業者から借入をしているかが分からず、過剰に貸し込む原因ともなります。

ただし、こうした個人情報は、各ノンバンクにとっては、もっとも重要な借手に関する情報であり、こうした情報を他の業者と交換することは、自分の集めてきた情報を手放すようなもので、なかなか業態を超えて借手情報を交換することは進んでいません。

さらに、悪質な業者に個人情報が渡ってしまうと、それを悪用することに使われかねない。個人情報の悪用を防ぐためには、個人情報の不正利用に対して厳罰を課すと同時に、参入のところで悪質な業者が入りにくい制度にすることが必要であると思います。

広告・勧誘の方法も、若者の借入意欲を安易にそそる様なコマーシャルは避けるべきであり、前述の健全

な借手（第三グループ）が、貸金業者から借りられるようにし、他方、浪費者の若者などが借りることのないよう指導することも不可欠であると考えます。

最後に金利水準についてですが、日本の現行の金利体系には、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資取締り法」と略称）による二九・二％という上限金利と、銀行法の上限金利（二〇％）の二つが存在します。貸金業者は出資取締り法の二九・二％まで金利を付けることが出来ますが、銀行は二〇％以上の金利をつけることはできません。

しかし、借手が二〇％以上の高い金利であることを承知でノンバンクから借り入れるのでなければ、利息制限法の二〇％を超える金利は、返還を請求できるという最高裁の判決が最近ありました。

高い金利に苦しむ借手を考えれば、二九・二％という高い金利はなかなか返済できません。そこで、私が座長を務めさせていただいている「金融庁の貸金業に関する懇談会」では、二九・二％という上限金利を引き下げることが望ましいという中間報告が今年四月にまとまりました。

フランスやイギリスなどでは、消費者金融の金利の上限規制はありません。ヨーロッパでの担当者の説明からは、リスクの高い人の金利が高くなるのは貸倒れリスクが高いためであり、市場で決まる金利で貸出すべきであるという考え方です。その背景には、移民労働者のようなリスクの高い人には、金利が高くても仕方がないという見方があるように私には映りました。

しかし、日本の場合は平等社会であり、どのような借手でも、同じ上限規制のもとで借入を行えるようにすべきで、借手が返済できる金利の高さでなければならない、という中間報告になりました。

ただし、図に示されているように、金利が低くなれば、供給者は少なくなり、借入をしたい利用者は増えるので、超過需要が発生します。こういう借りられなくなった人達が、いわゆるヤミ金融に流れることがないように、警察による取締りの強化が必要になると思います。

以上のように、業者、利用者、市場という全体像を見ながら、貸金業に関するさまざまな改善を図っていくことが必要であると思います。

（慶応義塾大学経済学部教授・東北大・経修・経・昭48・経博〔ジョンズホプキンス大〕）

寄稿

貸金業市場の質の向上と今後の課題

慶応義塾大学経済学部教授
吉野直行
Naoyuki Yoshino

よしのなおゆき・1950年生まれ。1973年東北大学経済学部卒。1979年ジョンズホプキンス大学大学院博士課程卒（経済学博士Ph.D）。ニューヨーク州立大学助教授などを経て、1990年慶應義塾大学助教授、1991年より現職。2004年スウェーデン・ヨテボリ大学名誉博士。主な著書に、『Small Savings Mobilization andAsian Economic Development』（M.E.Sharpe）、『入門金融』（有斐閣）、『アジア通貨危機とマクロ経済政策』（慶應義塾大学出版会）、『英語で読む日本の金融』（有斐閣）、『Postal Savingsand Fiscal Investment in Japan』（OxfordUniversityPress）など多数。

多重債務者に陥ることを回避するという観点から、(i)ヤミ金融行為に対する罰則強化（第2条施行）、(ii)上限金利の引き下げ、(iii)総量規制の導入（年収等の3分の1を超えない範囲での貸付）、(iv)貸金業者の財産的基礎要件の引き上げ、(v)貸金業務取扱主任者の配置義務などが、2010年6月の第4条施行時に導入される。

これまで改正貸金業法に対しては、さまざまな意見がなされている。実態調査をしっかりと実施し、計量的な分析を着実に積み重ね、よりよい貸金業者の育成、貸金業市場の質の改善、借手の金融経済教育のあり方など、貸金業市場を取り巻くさまざまな行動主体、市場動向を分析し、今後とも、不断の見直しを行っていくことが必要であると考える。

貸金業法の改正に関する議論の主な内容をみると、次に述べるような論点があげられる。各論点に対しては、賛否両論があるため、それぞれの見方について併記し、現状での論点に対する考え方を説明したい。さらに、今後の残された課題についても触れたい。

【論点1】本来、金利は市場が決めるものではないか

金利は市場で自由に決められる水準に設定すべきであって、借入金利を規制することは、市場原理に反することになる。市場金利よりも低い金利水準で規制すれば超過需要が発生し、借りられない消費者がヤミ金融などから借入れしかねない。よって上限金利の規制をすべきではない。インフレの時期には、上限金利を20％に設定することは、金融機関の利ざやを制限することになり、好ましくない。

これに対して、多重債務に陥る消費者は、あまりにも高い金利の借入に対して返済することができずに、借金地獄に陥ってしまうのであるから、金利の上限規制を導入すべきであるという意見、また、超過需要となって借りられない消費者に対しては、社会的なセーフティーネットを公的機関である国・都道府県・市町村が用意して、社会政策として、救うべきであるという意見がある。

【論点1への対応と今後の実証分析の必要性】借りられなくなった利用者はどう生活パターンを変化させ、資金不足に対処しているのか

貸金業の供給曲線がどのような形状となっているのか、借手の需要曲線はどのような金利弾力性となっているのか、金利を20％で上限とすることによって、超過需要が、どの程度発生するのか。さらに、借りられなくなった利用者は、どの

【表1】貸金業登録者数の減少と貸付残高の推移

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
都道府県登録	35,934	34,541	35,879	35,054	32,900	32,521	31,521	30,400	30,186	29,095	28,543	27,896	26,551	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535
財務局登録	1,229	1,305	1,338	1,306	1,276	1,273	1,281	1,268	1,228	1,195	1,168	1,090	1,000	929	839	762	702	664	580
合計	37,163	36,146	37,217	36,340	34,176	33,799	32,802	31,668	31,414	30,290	29,711	28,986	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
消費者向貸付残高	163,954	174,778	188,292	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191
事業者向貸付残高	381,354	301,598	258,831	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707
合計	545,309	476,376	445,123	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898

【表2】借入額が不足した資金需要者の行動
（日本貸金業協会、「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告、調査は2008年11月から12月にかけて実施）

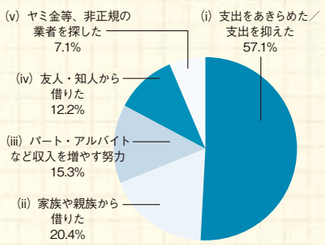

【表3-A】借り入れた資金の主な使途
（2008年11-12月調査、「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告（日本貸金業協会））

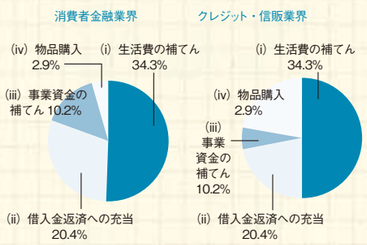

【表3-B】借り入れた資金の主な使途
（2005年版、消費者金融白書、JCFA（日本消費者金融協会））

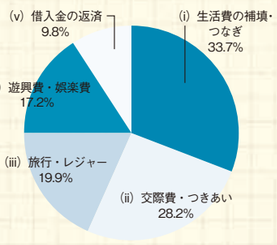

寄稿

貸金業市場の質の向上と今後の課題

吉野直行
Naoyuki Yoshino

ように生活パターンを変化させ、資金不足に対処しているのか。生活苦の消費者への社会的セーフティーネット（社会政策）は、どのように提供されるべきであるか。例えば岩手県の消費生協共同組合などは、利用者への小口貸出を行い、そのフォローアップをしながら返済が出来るよう指導をし、自立して消費生活を営めるようなプログラムを実施している。地道な自治体によるこうした努力を参考に、各地で、独自の取り組みが行われることが望まれる。

貸金業者の数をみると、表1に示されるように、1990年3月には3万7163社であったものが、2008年3月には、9155社へと減少している（ちなみに2009年2月の貸金業者数は6477社とさらに減少している）。貸付残高も、1999年の54兆円代から、2008年には41兆円台へと低下している。借入ができなかった利用者の行動をみると、表2のようになっており、支出を減らした利用者が多かった反面、ヤミ金（非正規）業者を探して借入をした利用者も見られる。また、借入金の主な使途は、表3―A（2008年）に示されるように、(i)生活費の補てん、(ii)借入金への返済も大きな割合を占めている。ちなみに、表3―B（2005年度）では、交際費・遊興費も高い比率となっていた。

【論点2】消費者と事業者とは異なる基準にすべきではないか

多重債務に陥る消費者は、自分の所得と比較して、より多額の借入を行うことによって返済が出来なくなっているため、所得の一定割合（3分の1）以上の借入は制限すべきである。ちなみに、家計の所得と借入金利の関係に関するシミュレーションでは、家計の借入が所得の一定割合を超えると、多重債務に陥る可能性が高くなり、返済不能となることが示されている（図1）。

これに対して、商売のための一時的な「つなぎ資金」として借入が必要な個人企業の中には、売上高が経営者の個人所得を上回る額の商売をしている企業はたくさんある。借入額に所得制限を設ければ、短期の借入が困難となって、資金繰りが悪くなり、事業が続けられない個人企業が出て来てしまう。消費者と事業主とは、異なる基準にすべきではないか。

さらに、借りられなくなった個人事業者がヤミ金融に走らないよう、警察庁によるヤミ金融の撲滅が必要である。

【図1】利子率の違いによる返済可能比率の変化
（消費性向85%、返済期間5年、所得伸び率2.89%）

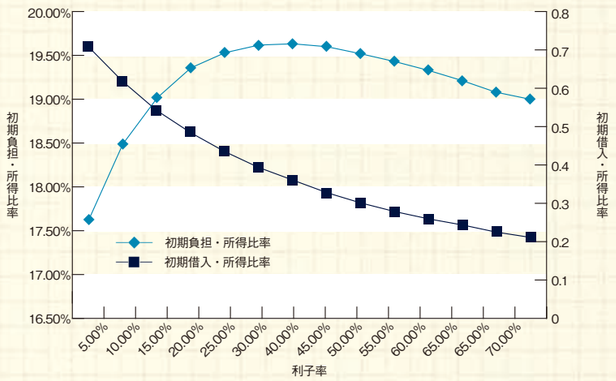

【論点2への対処と今後の課題】多重債務に陥らない条件は、消費者の消費性向、名目所得の伸び率、借入金利、返済の期間に依存する

寄稿

貸金業市場の質の向上と今後の課題

吉野直行
Naoyuki Yoshino

貸金業から借り入れる消費者の予算制約式は図2の（1）式のように、所得（Yt）と借入額（Δ Lt）が資金フローとして入ってくる資金であり、支出は、（1）式の左辺のように、t-1期までの借入残高（Lt-1）に対する金利支払い（rLt-1）と消費（Ct）に回す、もっとも単純化した家計を想定する。

（2）式の左辺は、初期時点での「借入額／収入」比率（L0/Y0）を表しており、利用者が（1）式の予算制約のもとで行動すると仮定すれば、多重債務に陥らない条件は、（2）式で示されるように、(i)消費者の消費性向(c)、(ii)名目所得の伸び率(a)、(iii)借入金利(r)、(iv)返済の期間(n)に依存することを表している。

【図2】

$$rL_{t-1} + C_t = Y_t + \Delta L_t \quad ....(1)$$

$C_t = cY_t$　（c は平均消費性向）

$Y_t = (1+a)Y_{t-1}$　（a は名目所得伸び率）

$$a = \frac{\Delta Y}{Y} = \frac{\Delta p}{p} + \frac{\Delta y}{y} =$$

（インフレ率）＋（実質所得伸び率）[1]

L_0＝初期時点の借入額

Y_0＝初期時点の所得

L_n＝n 期時点における借入残高

[1] Y=py（p：価格、y：実質所得）と表すことができるため。

とする。L_nは（1）式に逐次代入することにより、初期の借入額L_0と初期の所得Y_0、利子率r、所得の伸び率(a)、平均消費性向（c）を用いて、以下のように書き表すことができる。

$$rL_{n-1} + cY_n = Y_n + (L_n - L_{n-1})$$
$$\Leftrightarrow L_n = (1+r)L_0 - (1-c)Y_n$$
$$\Leftrightarrow L_n = (1+r)\{(1+r)L_{n-2} - (1-c)Y_{n-1}\} - (1-c)Y_n$$
$$\Leftrightarrow L_n = (1+r)^2 L_{n-2} - (1-c)\{(1+r)Y_{n-1} + Y_n\}$$
$$\Leftrightarrow L_n = (1+r)^3 L_{n-3} - (1-c)\{(1+r)^2 Y_{n-2} + (1+r)Y_{n-1} + Y_n\}$$
$$\cdots\cdots$$
$$\Leftrightarrow L_n = (1+r)^n L_0 - (1-c)\{(1+r)^{n-1}Y_1 + (1+r)^{n-2}Y_2 + \cdots + (1-r)Y_{n-1} + Y_n\}$$
$$\Leftrightarrow L_n = (1+r)^n L_0 - (1-c)\{(1+r)^{n-1}(1+a) + (1+r)^{n-2}(1+a)^2 + \cdots + (1+a)^n\}Y_0$$
$$\Leftrightarrow L_n = (1+r)^n L_0 - \frac{(1-c)(1+a)}{(r-a)}\{(1+r)^n - (1+a)^n\}Y_0$$
$$L_n = (1+r)^n L_0 - \frac{(1-c)(1+a)}{(r-a)}\{1+r)^n - (1+a)^n\}Y_0 < 0$$

$$\boxed{\frac{L_0}{Y_0} < \frac{(1-c)(1+a)}{(r-a)}\left\{1 - \left(\frac{1+a}{1+r}\right)^n\right\} \cdots (2)}$$

個人事業主にはあてはまらない、消費者を仮定した予算制約式

図1は、「初期借入／収入（L0/Y0）」を見たものである。平均消費性向が85%、返済期間が5年、所得の伸び率が2・89%（過去の日本の所得の伸び率から推計した数字）と仮定すると、金利が20%の場合をみると、図1のように、図2の(2)式の多重債務に陥らない「借入／収入」比率は約45%となる。所得の伸び率が2・89%よりも低く、返済期間も短くなれば、「借入額／収入」比率は、1／3程度になる。

ただし、個人で事業を営んでいる場合には、図2の(1)式のような消費者を仮定した予算制約式は、成立しない。事業を経営しているのであるから、売上が所得よりも高い個人事業者もたくさん存在する。消費者に対する所得制限と、個人事業者に対する所得制限は、区別すべきかどうか、個人経営の実態をより把握した分析が今後は必要である。さらに、公的機関である日本政策金融公庫（もと国民金融公庫）からのセーフティーネット貸付などの制度、信用保証協会による保証制度など、公的な制度の利用可能性を広げることも、金融危機が発生した際には社会政策として必要となると思われる。

苦情相談の状況から、ヤミ金融に関する状況変化の把握が可能

また、ヤミ金融に関する相談は、全体の苦情・相談受付（4万2211件（2008年4月～2009年3月））のうち、3903件（9・2％）を占めており、高い比率となっている。表4に示される3本の線は、もっとも上の線が「ヤミ金融に関する相談の合計が全体の相談に占める比率」で年間平均9・2％、「ヤミ金融相談者のうち被害に合ったケース」は、一番下の線で示され、減少傾向にある。ヤミ金融の状況の把握はなかなか困難であるが、苦情相談の状況を把握することによって、ヤミ金融に関する状況変化を推測することは可能である。苦情・相談窓口に消費者金融の利用者が容易に相談できるよう、広報活動の活発化、相談窓口の連絡番号の周知徹底が図られることが必要であり、消費者金融からの借入の際には、相談窓口の紹介先電話番号を必ず明記させる方法も考えられる。

【表4】
ヤミ金融相談の全体の相談に対する比率
（系列1は、ヤミ金融相談の全体比率、系列2はヤミ金融相談のうち被害に合わなかった比率、系列3はヤミ金融の被害に合った比率）

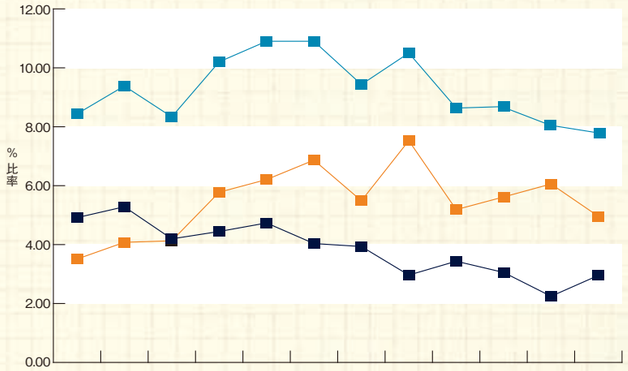

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
系列1	4.92	5.29	4.20	4.45	4.74	4.04	3.94	2.97	3.44	3.06	2.25	2.96
系列2	3.51	4.08	4.13	5.78	6.21	6.87	5.49	7.53	5.19	5.62	6.06	4.96
系列3	8.43	9.38	8.33	10.2	10.9	10.9	9.43	10.5	8.63	8.68	8.31	7.92

【論点3】信用情報機関の加入率を高めるべき

貸金業者の一部は、借手の利用者が返済できない場合に、他の貸金業者から、さらに借入をすることによって、自分の貸出を返済させる行為を行っており、借手を多重債務に押しやる行為が見られる（表3―Aでは、「借入金返済のためのさらなる借入」が高い比率となっている）。これに対処するため、貸金業者から借入をしている利用者の実態が把握できるように、内閣総理大臣が指定する信用情報機関に利用者情報を集中させ、全ての貸金業者に貸付に当たって信用情報機関への照会を義務付け、借入残高が所得の3分の1を超えないようにし、利用者が多重債務に陥ることを防ぐことが目指されている。

これに対して、個人の信用情報は、アメリカのような社会保障番号制のない日本の制度では困難であるし、ホワイト情報・ブラック情報を信用機関に渡してしまうことは、貸金業のビジネスの根幹である借手情報を公開してしまうことになり、ビジネスチャンスを失わせてしまうとの反論がある。

信用情報機関に関しては、現状での加入率は50％以下（法人は約60％、個人業者は約30％）に留まっている。すべての業者が加入しなければ、総量規制の実効性は失われてしまうので、なるべく簡易な方法で個人業者も加盟できるようなシステム開発が進められることなど、加入率を高めるためのあらゆる努力を払う必要があると考える。

【論点4】若年代からの金融経済教育と生活再建支援（カウンセリング）は必要である

多重債務を事前に防ぐための家計簿の付け方から始まる金融経済教育、さらに、万一多重債務に陥った場合、弁護士・司法書士・消費生活アドバイザー等によるカウンセリングが必要である。金融経済教育については、中学や高校の教科書でも扱うようにして、若者の時代から、しっかりと計画を立てて、消費活動ができる習慣を身に付けさせることが不可欠である。家計簿の付け方や、借り入れ金利が複利で計算されると、どの程度を返済しなければならなくなるかなど、簡単な計算も出来るような教育現場での教育が必要である。

生活再建支援（カウンセリング）に関しては、日本貸金業協会の相談センターでは、心理カウンセリングを含めた多重債務の再発防止を目的とした支援を行っており、平成20年度は79件の相談を受け付けた。地道な面談相談を通じた改善事例を積み重ね、全国のさまざまな事例を参考に、さらなる質の向上を目指していくことが必要である。

【論点5】貸金業への参入要件の厳格化は正しい

貸金業を始める場合の条件を、よりハードルの高いものとし、純資産額を2000万円、さらには5000万円まで引き上げ、さらに「貸金業業務取扱主任者については登録制を導入して、国家試験の合格を登録の要件とする。

これに対して、貸金業は銀行などの金融機関と異なり、自由に参入がしやすい業界として発展してきたため、参入へのハードルを高くすることは、貸金業界の自由な競争を妨げるものであり、市場原理に反するとの反論がある。

しかし、ヤミ金融業者を排除し、貸金業の市場をより質の高いものにしていくためには、消費者金融を提供する業者の高質化は不可欠であり、ある程度の純資産額、貸金業務を取り扱う供給側の資質の確保は必要なことであり、国家試験の開始は正しい措置であると考える。

貸金業の市場を、より質の高いものとし、借手の利用者の教育もしっかりとしながら、不断の見直しによって、新しい法改正の実施と、それに伴うさまざまな課題を、しっかりと見守り、分析ができる現状把握の体制を確立して行くことが必要である。また、この分野での計量的な分析がますます進められるように、さまざまなデータを整備し、若手研究者による実証研究が盛んに行われるようになり、実証研究の成果が、政策の改善へとつなげられることを期待したい。

参考文献

日本貸金業協会
『資金需要者等の現状と動向に関する調査』
報告（2009年2月）

日本貸金業協会
『月刊統計資料』（2009年4月）

日本貸金業協会
『苦情・相談受付状況』
平成20年度年次報告書（2009年4月）

日本貸金業協会
『JFSA 貸金業白書（平成21年版）』（2009）
金融庁
多重債務者対策本部有識者会議、資料
日本消費者金融協会『消費者金融白書』
平成17年版（2009）

吉野直行、
『消費者金融を巡る環境変化と
今後のノンバンク』
学士会会報、2006-Ⅳ、No859（2006）

吉野直行
『金利問題ばかりを取り上げ、
貸金業市場全体を見て議論しないと、
市場にさまざまな歪みが生じてしまう』
CREDIT AGE（2006年7月号）

吉野直行
『消費者の負債構成と消費者金融』
日本FP学会第7回大会、報告論文
（2006年9月）